

E V活用自家消費システム導入費補助金受付開始について

県では、電気自動車等(EV・PHV)を蓄電池として活用促進することと、太陽光発電の自家消費拡大に向け、ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)の導入促進を図るため、新たにV2Hを導入する事業に対して補助を行うこととし、本日から申請書の受付を開始しますので、お知らせします。

1 申請ができる事業

県内の住宅や事業所に、**EV・PHV及び太陽光発電システムと併せて新たにV2Hを導入**し、太陽光発電システムで発電された電力をV2Hを利用してEV・PHVに充電するとともに、その電力を住宅や事業所で消費する事業(EV・PHV、太陽光発電システムは導入済みの場合も申請可能)

※すべてのEV・PHVがV2Hに対応しているわけではないので、導入の際は確認が必要です。

2 申請者の要件

補助事業を実施する個人、法人

3 補助対象経費

ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)の導入に係る設備費

4 補助率及び補助上限額

- (1) EV・PHVを新たに導入する場合は、補助対象経費に1/3を乗じた額か、100万円のどちらか低い額
- (2) 導入済みのEV・PHVを活用する場合は、補助対象経費に1/4を乗じた額か、100万円のどちらか低い額

5 受付期間

2019年4月18日(木曜日)から2020年2月28日(金曜日)まで

(予算額に達した場合には、受付を終了します)

6 申請受付方法(郵送のみで受け付けます。)

【送付先】〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課次世代自動車グループあて

【申請様式】本日から県ホームページよりダウンロードできます。

URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/v2h.html>

問合せ先

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課
課長 清水 電話 045-210-4101
次世代自動車グループ 笠井 電話 045-210-4133